

## 「エコいのサービス利用規約」

### 第1条（サービス概要・変更）

（1）本エコいのサービス利用規約は、株式会社イノベーション（以下甲という）が提供するエコいのサービス（以下「本サービス」という）の提供を受ける者（以下乙という）が遵守すべき事項を規定し、かつ、甲と乙との間の本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」という）の内容をあらわすものとします。

（2）本サービスは、甲が乙に代わって環境活動として一定金額を活用するサービスです。

（3）環境活動に活用する内容やその金額は、甲がサービス申し込み時に希望を提出するものとします。

（4）同時に甲は本サービスのWEBサイトに乙の希望するWEBサイト（以下「対象サイト」という）へのリンクを貼ることとします。

（5）本利用規約において、甲から乙への通知は、書面、電子メール等甲が適当と判断する方法により行うものとします。

（6）甲は、本利用規約を予告なくこの規約を変更できます。なお、本サービスの利用条件その他利用規約の内容は、変更後の利用規約を適用するものとします。

### 第2条（利用の申込・開始・契約）

（1）乙は、甲が指定した所定の方法により本サービスの申込みを行うものとします。

（2）乙は、本サービス申込時に甲の指定する申込書もしくはWEBサイトに、希望するプラン、テキストキーワード、希望するページのURL、を記載します。

（3）乙が甲への本サービスの申込み後、別途申込書に定めるに本サービス利用料金を支払った日をもって、本サービスの利用開始日とします。

（4）本サービスの利用開始日の翌月1日から1年間を契約期間とし、更新は自動更新とします。

### 第3条（利用料金及びその請求、支払い）

（1）本サービスの利用料金及び請求方法・支払条件については、別途定めるものとします。

（2）前項の規定にかかわらず乙が第5条第1項各号のいずれかに該当する場合には、甲からの通知によって、乙は甲に対する一切の債務について直ちに債務全額を甲に支払うものとします。

（3）乙において本サービスの申込者と請求先が異なる場合、利用料金その他債務の支払いの責任は請求先が負い、申込者はそれを連帯して保証するものとします。

### 第4条（エコいのサービス申し込み基準）

（1）甲は以下に該当する場合はサービスの申し込みをお断りすることがあります。

- ① 利用企業が本規約に违背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合
- ② 利用企業が当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合。または、過去において遅滞の生じた時がある場合

- ③ 利用企業が本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合
  - ④ 対象サイト及びお客様の取り扱い商品が非合法もしくはギャンブル、マルチ販売、その他公序良俗に反する場合
  - ⑤ 利用企業が反社会的な団体である場合または、利用企業が反社会的構成員であった場合
  - ⑥ 当社がサービス業務を行ううえで、支障がある場合または、支障の生じる恐れがある場合
- (2) 第1項の場合には、当社は承諾を行わない旨を利用企業に通知いたしません。

#### 第5条（サービスの変更や中止及び停止）

(1) 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、乙への本サービスの提供を停止することがあります。

- ① 利用契約上の債務の履行を怠ったとき
- ② 違法に又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- ③ 利用申込に当たって虚偽の内容を記載したことが判明したとき
- ④ 前各号のほか、本利用規約に違反する行為を行ったとき

甲は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、予めその旨を乙に通知します。但し、緊急かやむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 甲は乙へ事前の通知なく、本サービスの内容変更または一時的な中断を行うことがあります。

(3) 乙は1ヵ月以上の予告期間をもって甲に通知したうえで、本サービスの提供を長期間にわたって中断もしくは廃止ができます。

(4) 第2項の規定により本サービスが廃止されたときは、当該廃止日をもって乙との利用契約が終了したものとみなします。

(5) 当社は、本条に基づき当社が行った措置によって利用企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第6条（甲が行う利用契約の解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- ① 倒産、破産を申し立てられ若しくは申し立てたとき
- ② 仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
- ③ 営業の全部又は一部を譲渡し、又はその決議をしたとき
- ④ 手形又は小切手が不渡りなる等、支払停止状態に至ったとき
- ⑤ 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- ⑥ 前各号のほか、甲が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

#### 第7条（乙が行う利用契約の解除）

(1) 乙は本サービスを解約するときには、解約希望日（毎月末とする）若しくは契約期間満了の1ヶ月までに甲に申し出ることとします。

(2) 解約の場合、甲は料金は返金ないししないものとします。

#### 第8条マークに関する特約

(1) 本契約の条件に従い、当社は利用企業に対し、以下に定める目的で、非独占的、譲渡不能、かつ再実施権設定不能の権利を許諾します。

①マークを利用企業のWebサイトに表示すること

②利用企業が当社のサービスを購入したことをWebサイトの訪問者に明示する目的のみマークを使用すること

(2) 利用企業は、申込みの際に指定したWebサイト以外のWebサイトでマークを使用することはできません。

(3) 本規約が解除または有効期間が満了した場合、利用企業のマークの表示と使用を直ちに中止するものとします。

(4) 利用企業は、マークの全部または一部について、コピー、販売、貸与、リース、移転、譲渡、再実施権の設定をすることは、できません。利用企業は、マークのデザイン、形、色調、サイズ、パターン、フォント、文字の変更その他著作権表示の分離等、いかなる方法においてもシールを変更または改変することは出来ません。

#### 第9条（権利の譲渡）

乙は、利用契約に定める権利義務を、第三者に譲渡することはできません。

#### 第10条（準拠法、合意管轄）

(1) 本規約の準拠法は日本法とします。

(2) 甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第11条（代行業者による行為）

(1) 利用企業が代行業者または代理人を通じて本サービスの申込、更新、登録変更、解除等の行為を行う場合、当社は、当該代行業者または代理人が完全なる権限があるものとして取り扱います。

(2) 当社は、代行業者または代理人が利用者の意思とは異なる行為を行ったことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第12条（届出の変更）

(1) 本サービスの申込に入力した事項について変更があった時、利用企業は、その旨および変更内容を速やかに当社に届け出ていただく必要があります。この変更の届出は、当社が別に定める方法により行うものとします。但し、申込の際に登録したサイト（ドメイン）は、変更できないものとします。

(2) 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供および本サービスに関するその他の事務を行います。

(3) 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。

#### 附則

本利用規約は平成2009年6月1日より実施します。